

## 中国地方整備局実習実施要領

### （趣旨）

第1 この要領は、大学、高等専門学校（大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。）の土木系学生・生徒（以下「学生」という。）を対象として、中国地方整備局において行う実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入事務所、受入期間、受入手続き、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

### （実習の目的）

第2 本実習は、教育機関の要請等により、中国地方整備局において学生に就業体験を行わせるものであり、これは学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成することに併せ、国土交通行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

### （実習の実施機関）

第3 実習の実施機関は、中国地方整備局管内の事務所及び管理所、中国道路メンテナンスセンター（以下「実習機関」という。）とする。

### （実習の実施期間）

第4 実習の実施期間は実習実施機関の実情により、中国地方整備局が決定する。

### （実習生の受け入れ手続き）

第5 実習生の受け入れ手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関は、実習生派遣希望調書（別添 様式-1）及び実習希望者一覧表（別添 様式-2）に基づき、実習生として推薦する学生をとりまとめ、中国地方整備局に提出する。
- (2) 中国地方整備局は、教育機関の推薦に基づき、受け入れる学生を選考、決定し教育機関に通知する。当該学生への結果の通知は各教育機関において行う。
- (3) 実習生の受け入れにあたっては、実習開始前に教育機関と中国地方整備局との間で、覚書（別添 様式-3）を締結するものとする。
- (4) 実習生は、実習開始前にサービス規律の遵守にかかる誓約書（別添 様式-4）を教育機関を通じて中国地方整備局宛に提出しなければならない。

### （指導員）

第6 実習生受入事務所は指導員（原則として係長等以上）を設け、実習生の指導にあたるものとする。

### （実習生のサービス等）

第7 実習生のサービス等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員の指導、指示等に従い、実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は

公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

- (3) 実習生が実習を行う時間は、中国地方整備局の職員に適用されている勤務時間によるものとする。
- (4) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入事務所長等の承諾を得なければならない。
- (6) 実習における欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入事務所は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (8) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

（実習に係わる費用負担）

第8 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

（実習中の事故等に伴う災害補償）

第9 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 教育機関は実習開始前に中国地方整備局に保険の写しを提出するものとする。
- (3) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、教育機関又は実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (4) 実習生が中国地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

（事務局）

第10 実習に関する教育機関との調整は中国地方整備局企画部企画課が実施する。

（その他）

第11 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、中国地方整備局、実習生受入事務所、教育機関、及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

(別添)

様式-1 実習生派遣希望調書

学 校 名	
所 在 地	
担 当 者	
連 絡 先	
実習に対する 対応方針	受入先（中国地整）が可能であれば_____名程度 派遣します。
実習希望場所	
摘 要 その 他	

(注) 実習生が実習のために要する費用の一切について、実習生個人又は教育機関の負担となります。

また、実習生受け入れにあたり、教育機関との覚え書きの締結、実習生から誓約書の提出、実習中の事故に対する保険への加入等が必要となります。

(注) 実習希望先の参考として、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所所在地一覧表（別紙-1）」に各事務所の住所を記載しています。また、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所受入可能人数一覧表（別紙-2）」に各事務所の受入可能人数を記載しています。

様式-2 実習希望者一覧表

実習実施機関名 国土交通省 中国地方整備局  
 学校名： 担当

ふりがな 希望者氏名 (実習期間)	実習希望事務所名	備考(連絡先・帰省先)
	① ② ③	
	① ② ③	

注) 実習期間については、再度調整させて下さい。

実習希望先の参考として、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所所在地一覧表(別紙-1)」に事務所の住所を掲載しております。また、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所受入可能人数一覧表(別紙-2)」に各事務所の受入可能人数を記載しています。

注) ①は第1希望 ②は第2希望 ③は第3希望 (できるだけ複数事務所を記載下さい)

様式-1 実習生派遣希望調書（記入例）

学 校 名	〇〇大学（〇〇高等専門学校） 工学部土木工学科（土木工学科）
所 在 地	〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇 〇丁目〇〇番地
担 当 者	主任教授（実習担当） 建設 太郎
連 絡 先	TEL000-0000-0000（内線0000） E-mail:
実習に対する 対応方針	受入先（中国地整）が可能であれば <u>〇</u> 名程度 派遣します。
実習希望場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇事務所 〇名</li> <li>・△△事務所 〇名</li> </ul>
摘 要 そ の 他	

（注）実習生が実習のために要する費用の一切について、実習生個人又は教育機関の負担となります。

また、実習生受け入れにあたり、教育機関との覚え書きの締結、実習生から誓約書の提出、実習中の事故に対する保険への加入等が必要となります。

（注）実習希望先の参考として、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所所在地一覧表（別紙-1）」に各事務所の住所を記載しています。また、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所受入可能人数一覧表（別紙-2）」に各事務所の受入可能人数を記載しています。

**様式-2 実習希望者一覧表（記入例）**

実習実施機関名 国土交通省 中国地方整備局  
 学校名： 担当

ふりがな 希望者氏名 (実習期間)	実習希望事務所名	備考（連絡先・帰省先）
こくど たろう 国土 太郎 8月中旬～8月末の 内2週間程度	①〇〇事務所 ②△△事務所 ③□□事務所	(連絡先) 住所・電話番号 (帰省先) 住所・電話番号
こうつう じろう 交通 次郎 8月初旬～8月末の 内3週間程度	①〇〇事務所 ②□□事務所 ③△△事務所	(連絡先) 住所・電話番号 (帰省先) 住所・電話番号

注) 実習期間については、再度調整させて下さい。

実習希望先の参考として、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所所在地一覧表（別紙-1）」に事務所の住所を掲載しております。また、「令和5年度 中国地方整備局 管内事務所受入可能人数一覧表（別紙-2）」に各事務所の受入可能人数を記載しています。

注) ①は第1希望 ②は第2希望 ③は第3希望 （できるだけ複数事務所を記載下さい）

## 中国地方整備局実習に関する覚書

中国地方整備局実習実施要領（以下「要領」という。）第5（4）に基づき、中国地方整備局と●●●大学（以下「教育機関」という。）は、別紙「中国地方整備局実習生名簿」に記載されている教育機関の所属学生（以下「実習生」という。）が中国地方整備局において実習を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

#### 第1 実習実施に係わる基本的役割等

中国地方整備局は別紙のとおり実習生として受け入れ、実習生に対し必要な指導・助言を行う。教育機関は実習生に対し中国地方整備局実習実施要領及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

#### 第2 実習中における遵守事項等

- (1) 教育機関は実習生に対し、実習時間中は専ら所定の実習に従事させ、実習目的の達成に努めさせなければならない。
- (2) 教育機関は実習生に対し、実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令、条例等を遵守させるとともに、指導員の指導、指示等に従い、実習に専念させ、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わせてはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、中国地方整備局の職員に適用されている勤務時間によるものとする。
- (4) 教育機関及び実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生が、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入事務所長の承諾を得なければならない。
- (6) 実習終了後1ヶ月以内に、実習生に対し実習内容に関する報告書（A4判3枚程度）を作成させ、教育機関を経由して中国地方整備局に提出すること。
- (7) 実習における欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (8) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入事務所は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (9) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

### 第3 費用負担

実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

### 第4 事故への対応等

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 教育機関は実習開始前に中国地方整備局に保険の写しを提出するものとする。
- (3) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (4) 実習生が中国地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

### 第5 誓約書の提出

教育機関は実習に先立ち、実習生に対し、実習に係る誓約書を作成させ、教育機関を通じて中国地方整備局に提出させるものとする。

### 第6 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、中国地方整備局と教育機関が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、中国地方整備局及び教育機関が記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

（日付は、空欄。中国地方整備局において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送致します。）

国土交通省

中国地方整備局 企画部長 西澤 賢太郎 印

●●大学・・・・・・

（総括責任者） ●● ●● 印

誓 約 書

中国地方整備局 企画部長 殿

中国地方整備局において実習を受けるにあたり、実習生として下記のとおり誓約します。

記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
3. 中国地方整備局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
4. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習生受入事務所長の承諾を受けること。
5. 実習終了後1ヶ月以内に、実習内容に関する報告書（A4判3枚程度）を作成し、教育機関を経由して中国地方整備局に提出すること。
6. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
7. 実習期間中における傷害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題解決にあたること。

令和 年 月 日

教育機関名

学生氏名

印